官

ラカツオブシムシ、アカマルカイガラムシ、カ、アカホシマルカイガラムシ、アカマダウレンジ、アカタテハ、アカハネナガウンウレンジ、アカスジカメムシ、アカスジチュー 有害動物 アオバハゴロモ、アカガネサル第。

ガ、コクゾウムシ、コクヌスト、コクヌスキジラミ、ケブトヒラタキクイムシ、コクオアブラムシ、クロトンアザミウマ、クワ

ケシキスイ、クルミヒラタハムシ、クロオ

ムシ、コスズメ、コナナガシンクイムシ、トモドキ、コクマルハキバガ、ココクゾウ

七十三号)の一部を次のように改正する。

官

=

ジクレラ・カロストロマ、アルターナリ

ジス、アステリナ・ダフニフィリ、アペン

別表一中九の項を十の項とし、八の項を九の項

プス属菌

グロスポラ属菌、ペニシリウム属菌、リゾー

ペルギルス属菌、トリコセシウム属菌、ニ

イ、マクロフォミナ・ファゼオリナ、アス

ティス・パラドクサ、ボトリティス・アリ オトリカム・カンディダム、セラトシス ア・シトリ、アルマテラ・リトセアエ、ゲ

同表中一の項から五の項までを一項ずつ繰り下 北マリアナ諸島」に改め、同項を同表七の項とし、 衆国、コスタリカ、ブラジル、オーストラリア、 共和国、トルコ、南アフリカ共和国、アメリカ合 中「アメリカ合衆国」を「タイ、台湾、中華人民 とし、七の項を八の項とし、同表六の項地域の欄

同表二の項の前に次の一項を加える。

げ

有害植物 アステリジエラ・ラフィオレピ リハダニ、タケトゲトゲ、タケノホソクロ カイガラムシ、サボテンフクロカイガラム ルリチュウレンジ、ワタノメイガ スバ、ヤシシロマルカイガラムシ、ヤママ シ、ミカンナガカキカイガラムシ、ミノウ ホソチビコクヌスト、マエアカスカシノメ ラタキクイムシ、ヒラタコクヌストモドキ、 ホンムシ、ヒメマダラカツオブシムシ、ヒ **クキバチ、バラシロカイガラムシ、ヒゲブ** ホンムシ、ナミハダニ、ナラタマカイガラ ウレンジハバチ、ツゲノメイガ、ツツジグ クイムシ、チュー リップネアブラムシ、チュ バ、タバコシバンムシ、チビタケナガシン シ、タケシロオカイガラムシ、タケスゴモ シ、ジンサンシバンムシ、ソラマメゾウム ユ、ユウマダラエダシャク、ヨモギハムシ、 イガ、マツアワフキ、マツカキカイガラム フラーバラゾウムシ、ベニモンアオリンガ、 ウマ、ノコギリヒラタムシ、バクガ、バラ ムシ、ニホンタケナガシンクイムシ、ニホ イガラムシ、ドロノキハムシ、ナガヒョウ シジミ、トサカグンバイ、トビイロマルカ トアザミウマ、ヒメグンバイ、ヒメヒョウ ンチュウレンジ、ニレハムシ、ネギアザミ ンバイ、ツバキマルカイガラムシ、ツバメ శ్ఠ

サトウキビチビアザミウマ、サボテンシロ

ぜ合国アルト で 国アルトルギー で スリカル、アリカル、アリカス アリカ和南ポ

う培がです。 ・ はれいさい ・ はれい はれい ・ はれ

ウセアコ ンネロ チコン ュブビ

ルドバ」を加える。 ア、アルメニア」を、ポーランド」の下に「、 地域の欄中「アイルランド」の下に「、アルバニ チリ、フォークランド諸島」を、「ボリビア」の下 を「パナマ」の下に「、エクアドル、コロンビア、 ンガリー、フランス、ポルトガル、マルタ」に改 スランド、アイルランド」に「フランス」を「ハ 地域の欄中「アイスランド」を「キプロス、アイ 中「いちじく」の下に、おらんだいちご」を「り 下に「、仏領ポリネシア」を加え、同項植物の欄 に「、ニュージーランド」を加え、同表十六の項 め、旧ソヴィエト連邦」の下に、カナリア諸島. んご」の下に「、れいし」を加え、同表十一の項 ツブアイ諸島」を削り、パプアニューギニア」の 別表二の三の項地域の欄中「、ソシエテ諸島、

附

月十四日から施行する。 この省令は、平成十七年四月十四日から施行す ただし、別表一の改正規定は、平成十八年四